

幌加内町水防計画

幌加内町

目 次

第1章 総 則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	3
第2章 予報及び警報等の伝達	
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等	5
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	5
第3節 指定河川における洪水予報	8
第4節 水防警報	10
第5節 水位情報の通知及び周知	14
第3章 雨量・水位等の通報及び公表	
第1節 水位等の通報・公表	15
第2節 水防管理者等の情報収集	17
第4章 ダム・水門等の操作	19
第5章 通信連絡	20
第6章 水防施設及び輸送	
第1節 水防倉庫及び水防資機材	22
第2節 輸送の確保	22
第7章 巡視及び警戒	23
第8章 水防組織	
第1節 町の水防組織	24
第9章 水防活動	
第1節 非常配備体制	28
第2節 警戒区域	29
第3節 水防作業	30
第4節 緊急通行	30
第5節 避難のための立ち退き	30
第6節 居住者等の義務	30
第7節 決壊・越水の通報	31
第8節 水防解除	31
第10章 協力及び応援	32
第11章 水防信号、水防標識及び身分証票	
第1節 水防信号	34
第2節 水防標識	35

第2節 水防標識	35
第3節 身分証票	35
第12章 費用負担と公用負担	
第1節 費用負担	36
第2節 公用負担	36
第13章 水防報告	39
第14章 水防訓練	39
第15章 災害補償等	39
第16章 水防協力団体	40
第17章 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	
第1節 洪水浸水想定区域	41
第2節 洪水浸水想定区域内における情報提供	42
資料編	44

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である幌加内町が、同法第33条の規定に基づき、水防事務を円滑に推進するために必要な事項を規定し、幌加内町の地域にかかる河川等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

本計画における用語について、法令等で定めるほか次のように定義する。

(1) 水防管理団体（法第2条）

水防の責任を有する幌加内町をいう。

(2) 水防管理者（法第2条）

水防管理団体の長である幌加内町長をいう。

(3) 消防機関（法第2条）

消防組織法（昭和22年法律第266号）第9条に規定する消防の機関（市別地方消防事務組合消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(4) 水防協力団体（法第36条）

水防管理者が指定した、法第37条に規定する水防業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体をいう。

(5) 量水標管理者（法第2条、法第10条）

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

(6) 洪水予報河川（法第10条、法第11条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2）

国土交通大臣又は知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。気象庁と共同で洪水予報を行う。

(7) 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川で、避難の目安となる特別警戒水位に到達したときは、その旨の通知及び一般へ周知が行われる。

(8) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水より相当な被害が生じるおそれがあるもの

として指定した公共下水道等の排水施設等で、都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(9) 水防警報（法第2条、法第16条）

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして、国土交通大臣又は知事が、指定した河川、湖沼において、災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(10) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所で、大雨や洪水で見回りを行う際に特に注意すべき箇所をいう。

(11) 水防団待機水位（通報水位）（法第12条）

洪水のおそれがある場合に、関係者に通報が行われ、各水防機関が水防体制（出動準備）に入る水位。

(12) 沔濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

洪水によって災害の発生のおそれがあり、水防機関出動の目安となる水位。災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位。

(13) 避難判断水位（法第13条）

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。水防管理者が避難指示の発令を判断する目安、住民の避難判断の参考となる水位。

(14) 沔濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる、滇濫のおそれがある水位。

(15) 計画高水位

堤防などを作る際に、洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。

(16) 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が滇濫した場合に浸水が想定される区域として、国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

(17) 外水滇濫

河川堤防の決壊や増水による堤防からの水の溢れ（越水）等により、道路や市街地が浸水する水害。

(18) 内水滇濫

大雨や融雪による出水量に対して、小河川や排水路又は下水道の処理能力が追いつかない場合に、処理しきれない水により道路や市街地が浸水する水害。

(19) 融雪出水

春先の雨や気温の急激な上昇により、積雪が大量に解けて引き起こされる洪水。

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

水防に關係がある各機關の、法又は河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に規定されている責任及び処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおである。

第1 島加内町の水防責任

島加内町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 島加内町（水防管理団体）

- (1) 河川等の巡視（法第9条）
- (2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- (3) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (4) 警戒区域の設定（法第21条）
- (5) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (6) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (7) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (8) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (9) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (10) 道の水防計画に応じた水防計画を定め、その要旨を公表すること（法第33条）
- (11) 水防協力団体の指定（法第36条）

2 北海道

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (3) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第11条、第13条の2）
- (6) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (7) 水位情報の通知及び周知（法第13条、第13条の2）
- (8) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第16条）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (12) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省（札幌開発建設部）

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第13条の2）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第16条）
- (4) 水位情報の通知及び周知（法第13条、第13条の2）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

4 気象庁（旭川地方気象台）

- (1) 気象予報及び警報の通知（法第10条、気象業務法第14条）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第11条、気象業務法第14条）

5 居住者等

水防活動への従事（法第24条）

第3 安全配慮

洪水および内水のいずれにおいても、水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施する。

- ・避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報・警報 (法第10条及び気象業務法第14条)	大雨注意報 大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。
洪水予報 (法第10条及び気象業務法第14条項)	注意報 警報 情報報	札幌開発建設部 旭川地方気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報。
水防警報 (法第16条)	待機 準備 出動 指示 解除	札幌開発建設部 上川総合振興局 旭川建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

第1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

旭川地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を札幌開発建設部及び上川総合振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。発表する警報、注意報の種類及び概要是次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

1 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2 本町における大雨、洪水注意報、警報の発表基準

発表区分	市町村内 の細区分	大雨		洪水		
		表面 雨量 指數 基準	土壤 雨量 指數 基準	流域雨量指數基準	複合基準準 (表面雨量指數、 流域雨量指數)	指定河川洪水 予報による基 準
警報	幌加内町	14	146	雨竜川流域=22.6 雨煙内川流域=7.7 五線川流域=7.9 朱鞠内川流域=16.3	-	-
注意報	幌加内町	7	91	雨竜川流域=15.1 雨煙内川流域=6.1 五線川流域=6.3 朱鞠内川流域=13	-	-

※記録的短時間大雨情報の発表基準は、いずれの細区分地区でも1時間雨量80mm。

第2 気象情報の種類

水防活動に利用する主な気象情報は、次のとおりである。

1 北海道地方気象情報、旭川地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説したりする場合等に発表する情報。

2 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

3 記録的短時間大雨情報

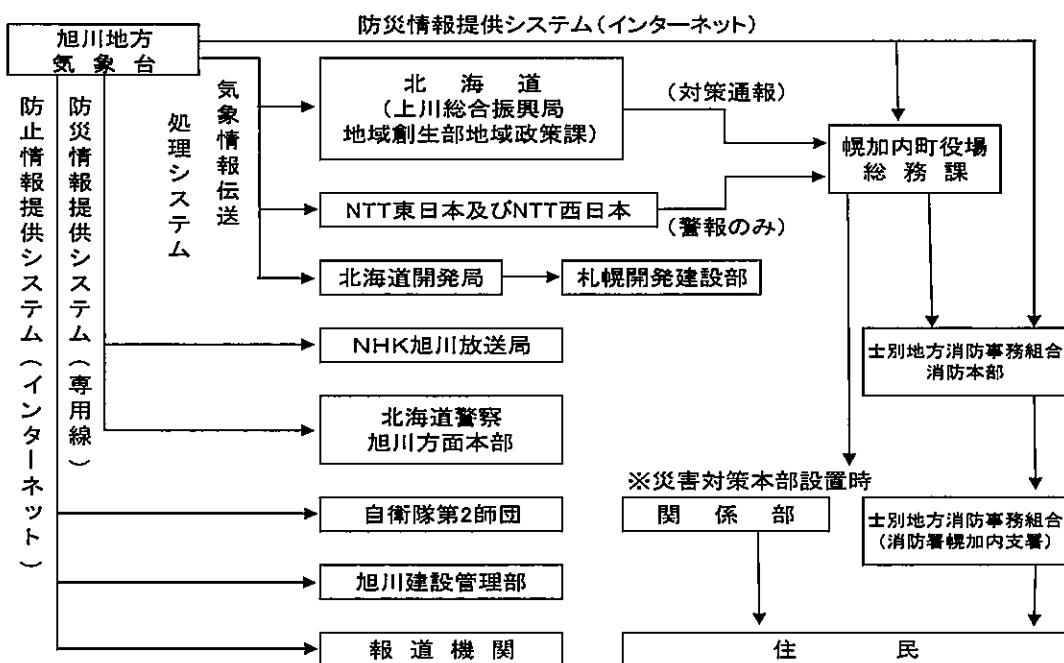
数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。幌加内町のいずれの細区分地域とも発表基準は、1時間に80ミリ以上を観測又は解析したときである。

4 土砂災害警戒情報

上川総合振興局と旭川地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、町長が避難指示を発令する判断や、住民の自主避難の参考となるように発表する。

第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。



第3節 指定河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

国土交通大臣が指定した河川において洪水予報が行われたときは、知事を通じて、当該河川の状況が関係水防管理者に通知される。

なお、本町においては、知事が指定し洪水予報を行う河川の該当はない。

1 発表する洪水予報の種類、警戒レベル、水位名称等は、次のとおりである。

警戒 レベル	洪水予報 の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文標題)	発表基準	水防管理者、住 民に求められる 行動
レベル5	洪水警報	(氾濫発 生)	氾濫発生情報	氾濫が発生した とき	住民避難管理等
レベル4	洪水警報	氾濫危険水 位 (特別警戒 水位)	氾濫危険情報	氾濫危険水位に 到達したとき	水防管理者は避 難指示の発令を 判断住民は避難 を判断
レベル3	洪水警報	避難判断 水位	氾濫警戒情報	避難判断水位に 達し、さらに上 昇するおそれが あるとき、ある いは水位予測に 基づき、氾濫危 険水位に到達す ると見込まれた とき	水防管理者は避 難準備・高齢者 等避難開始の発 令を判断住民は 氾濫に関する情 報に注意
レベル2	洪水注意 報	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	氾濫注意情報	基準地点の水位 が氾濫注意水位 に達しさらに上 昇するおそれが あるとき	水防活動に従事 する者の出動
レベル1	発表なし	水防団待機 水位	発表なし		水防活動に従事 する者の待機

第2 国の機関が行う洪水予報

札幌開発建設部と旭川地方気象台は共同して、以下により雨竜川の洪水予報を行う。

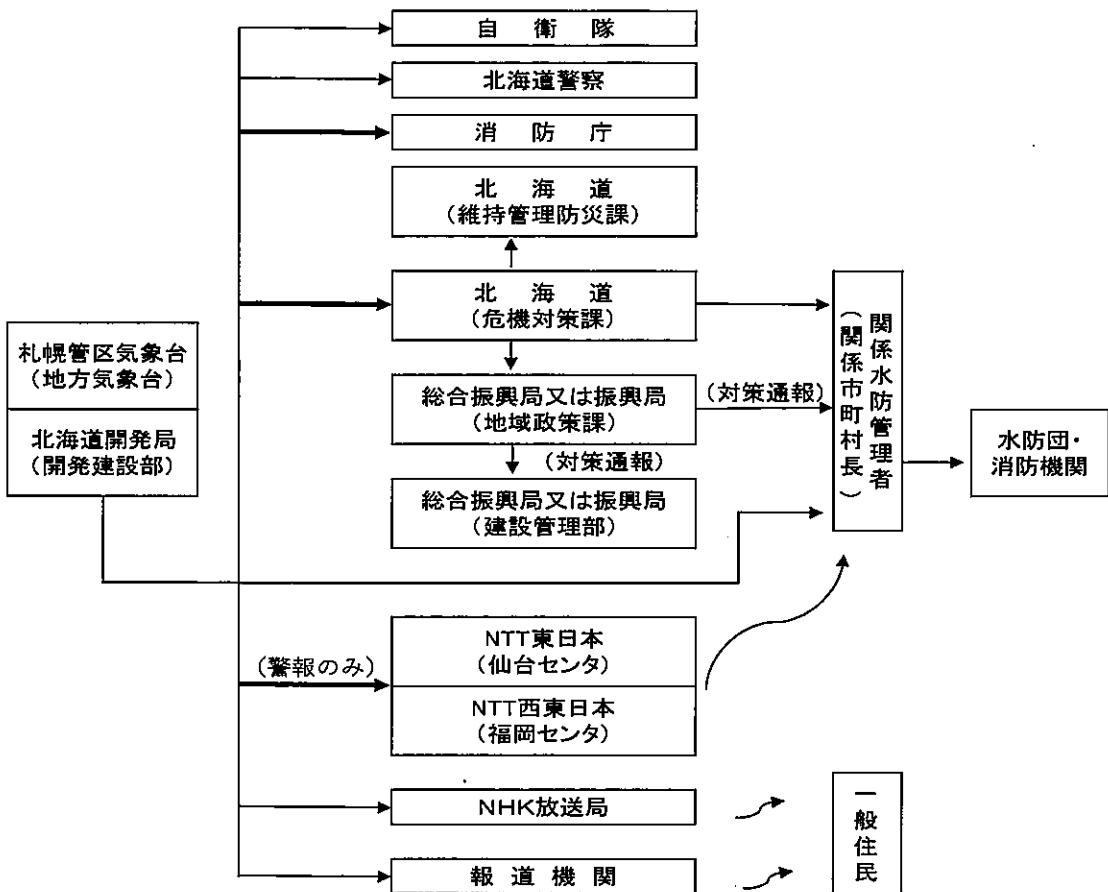
1 洪水予報を行う区域と知事が洪水予報を通知する関係水防管理者

水系名	河川名	洪水予報区域	関係水防管理者	洪水浸水想定区域の指定日
石狩川	雨竜川	自：幌加内町字幌加内 4450番の3番地先の鉄 道橋 至：石狩川への合流点	幌加内町長、 雨竜町長、 妹背牛町長、 北竜町長、 秩父別町長、 沼田町長、 深川市長	平成28年10月31日 北海道開発局告示第245号

2 洪水予報の対象水位 (m)

河川名	洪水予報 基準地点	基準地点位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
石狩川	雨竜川	幹川合流点よ り73.0km	156.40	156.60	156.90

第3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図



(注: → は警報の法廷伝達経路、↗ は放送)

第4節 水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣及び知事が指定した河川において、洪水等によって災害が発生するおそれがあるときには、水防警報が発せられ、知事を通じて通知が行われる。

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生する恐れがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

第2 洪水時等の河川に関する水防警報

国土交通大臣が指定した河川に水防警報が発せられたとき、又は知事が指定した河川の水防警報が発せられたときには、知事から直ちに通知が行われる。

1 河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告する。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告する。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第3 国土交通大臣が行う水防警報

1 国土交通大臣（札幌開発建設部）が水防警報を行う河川の区間

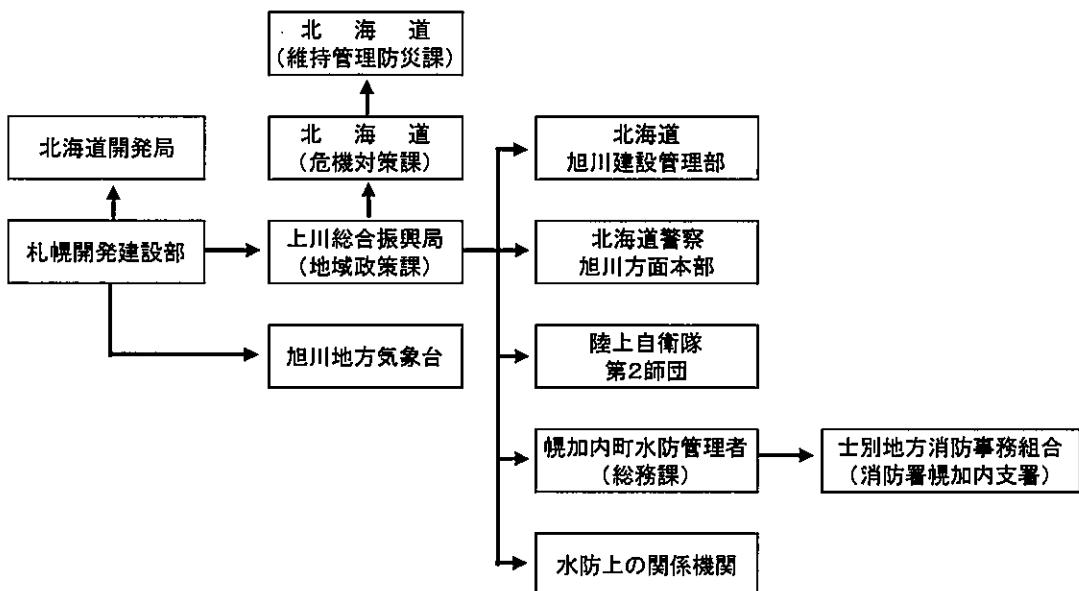
水系	河川名	水防警報区間
石狩川	雨竜川	(左岸) 幌加内町字幌加内 4450 番の 3 地先、鉄道橋下流端から幹川合流点まで (右岸) 幌加内町字幌加内 6490 番の 1 地先、鉄道橋下流端から幹川合流点まで

2 國土交通大臣指定水防警報河川の基準水位 (m)

水系	河川名	河川位置	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
石狩川	雨竜川	河川合流点 より 73.0 km	幌加内	156.20	156.40	156.60	156.90

3 水防警報伝達系統図

國土交通大臣（札幌開発建設部）が行う水防警報伝達系統図は次のとおり。



第4 知事が行う水防警報

1 知事（上川総合振興局旭川建設管理部）が水防警報を行う河川の区間

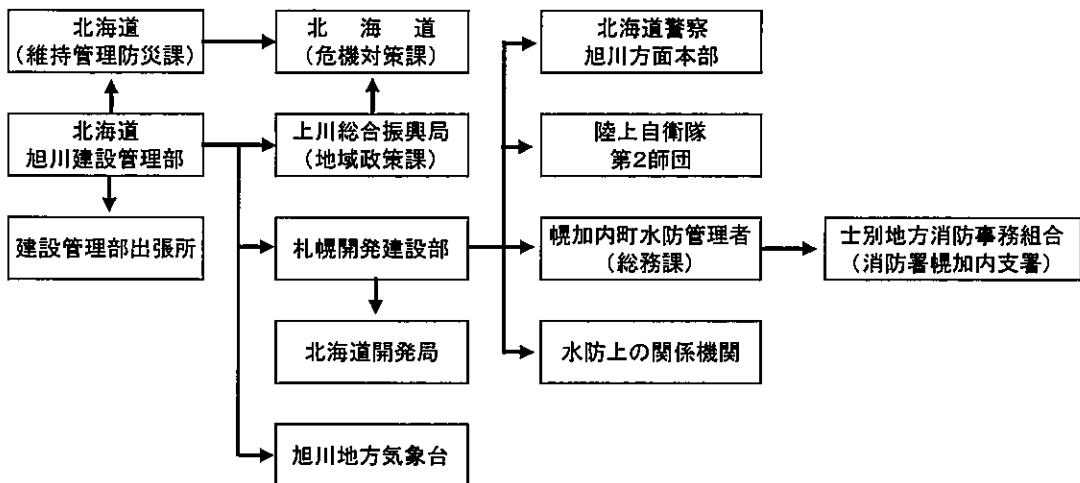
河川名	水防警報区間（洪水）		実施機関
	左岸	右岸	
雨竜川	自：幌加内町字朱鞠内 6494 番の 1 地先 至：幌加内町字幌加内 4450 番の 3 地先	自：幌加内町字朱鞠内 9264 番地先 至：幌加内町字幌加内 6490 番の 1 地先	上川総合振興局 旭川建設管理部

2 知事指定水防警報河川の基準水位 (m)

河川名	基準水位観測所			水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
	名称	河川位置	所在地				
雨竜川	雨竜川	石狩川への合流点から 104.6 km	幌加内字 添牛内 6239-1 地 先河川敷	217.00	217.48	217.85	218.12

3 水防警報伝達系統図

知事（北海道旭川建設管理部）が行う水防警報の伝達系統図は次のとおり。



第5節 水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該水位に達したときは、知事からその旨の情報が通知されるとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知が行われる。

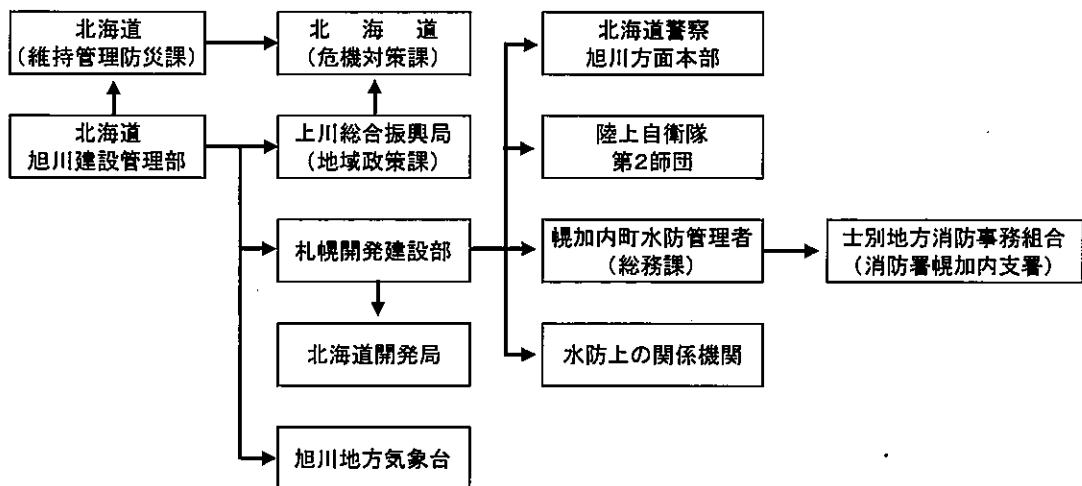
なお、本町においては、国土交通大臣が指定した水位周知河川の該当はない。

1 水位周知河川（知事指定）と水位情報（m）

水系	河川名	水位周知区間	基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
石狩川	雨竜川	自：幌加内 町字朱鞠内 6494番の 1地先 至：幌加内 町字幌加内 4450番の 3地先	幌加内字 添牛内 6239-1地 先	217.00	217.48	217.85	218.12

2 水位情報の伝達系統図

知事が行う水位到達情報の伝達系統図は、次のとおりである。



第3章 雨量・水位等の通報及び公表

第1節 水位等の通報・公表

第1 水位の通報・公表

1 本町の区域に係る主な雨量観測所、水位観測所は次のとおり。

ア 雨量観測所

所管区分	観測所名	水系名	河川名	位置
気象庁	幌加内	石狩川	雨竜川	幌加内町字幌加内
	朱鞠内			幌加内町字朱鞠内

イ 水位観測所

所轄区分	観測所名	河川名	位置	通報水位等 (m)		
				水防団 待機水位	氾濫 注意水 位	氾濫危険 水位
北海道開発局	幌加内	雨竜川	幌加内町字清月	156.20	156.40	156.90
北海道	雨竜川		幌加内町字添牛内	217.00	217.48	218.12

2 水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が水防団待機水位を超えた時の通報は、その水位データを国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

3 障害時の水位の通報

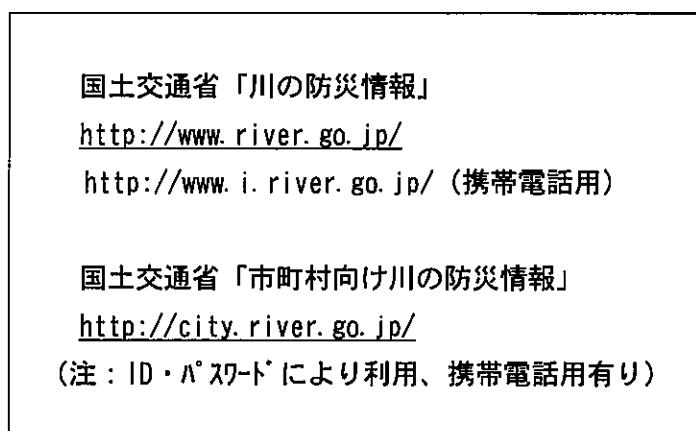
北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、電話又は防災行政無線により通報することになっているが、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

- (1) 水防団待機水位(通報水位)に達したとき。
- (2) 泛濫注意水位(警戒水位)に達したとき。
- (3) 泛濫注意水位(警戒水位)を超え、再び泛濫注意水位(警戒水位)となるまでの毎正時。
- (4) 泛濫注意水位(警戒水位)以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位(通報水位)以下になったとき。

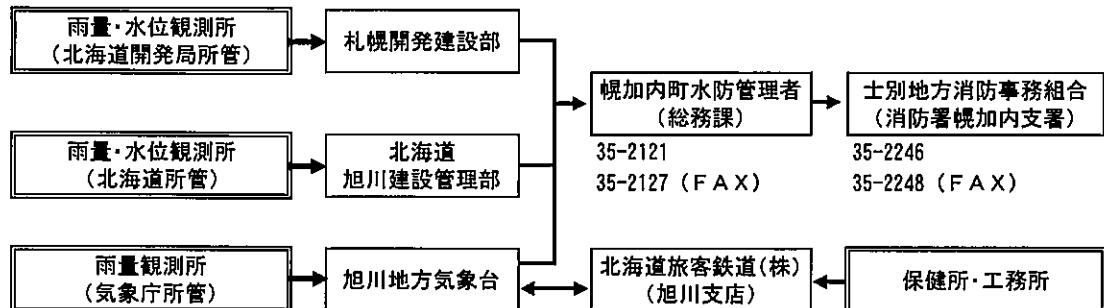
(6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

4 水位の公表

北海道開発局及び北海道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページで常時公表しており、法第12条の規定による氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの水位の公表は、前記のホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載して行われる。



5 水位等通報系統図



第2 雨量の通報

1 雨量の通報

気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量の通報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

2 障害時の雨量の通報

北海道の所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を電話又は防災行政無線により通報することになっているが、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm(融雪期10mm)に達したとき。

第2節 水防管理者等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水等のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている国土交通省及び気象庁の防災情報、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集を行う。

1 市町村向けの防災情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム※	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、解析雨量

(注) ※貸与されたID・パスワードにより利用

2 一般向けの防災情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
北海道防災情報（防災対策支援システム）	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、 道路情報、河川情報、 メール配信サービス
旭川地方気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/asahikawa/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、 レーダー・ナウキャスト

第4章 ダム・水門等の操作

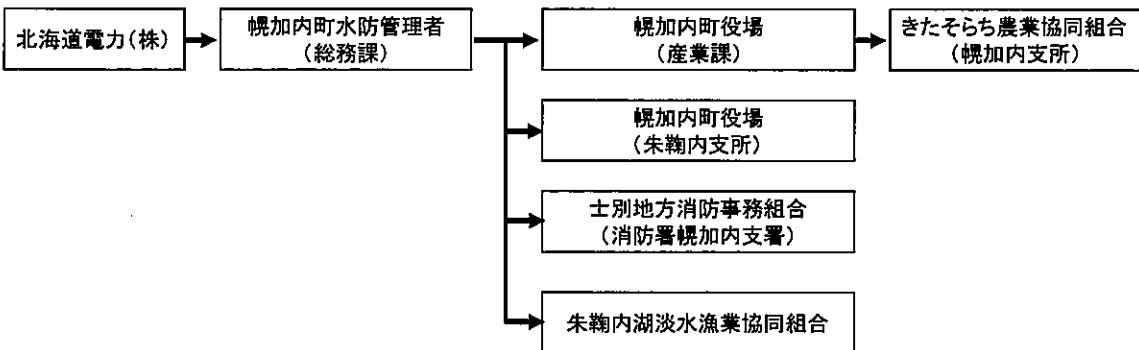
本町の区域内における水防上重要な水門等は資料1のとおりである。なお、本町の区域には、雨竜第一ダムがある。

第1 水門等の操作

- 1 河川区間の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- 2 水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2 各施設の操作及び連絡

- 1 水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。
- 2 「北海道電力株式会社」は、朱鞠内湖の取水設備において、異常気象等により放流等を行うときには、次の系統により放流に関する事項について関係機関へ連絡を行うものとする。



第5章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

2 水防管理団体の通信施設

本町の通信連絡は、一般有線通信によるほか、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等を用いて行う。

3 連絡責任者

水防管理団体及び水防関係機関は連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知するものとする。

第2 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの通話」の利用

1 非常扱いの通話

天災、事変その他非常事態の発生、又は発生するおそれがあるときに、公衆電話施設を「非常扱いの通話」として次の通り優先使用することができる。

通話内容	機関等
洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間

2 非常扱いの通話の申込方法

「非常扱いの通話」は、原則として、あらかじめ東日本電信電話株式会社に登録した番号の加入電話（災害時優先電話）から申し込むものとする。

第3 他機関の電気通信設備の優先利用等

法第27条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は、水防上緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部施設
- (3) 北海道電力株式会社施設
- (4) 北海道開発局施設
- (5) 自衛隊通信施設

第4 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡の方法は次による。

機関名	連絡責任者	所在地	連絡先
札幌開発建設部	防災対策官	新十津川町字中央 89 番地	0125-76-2249
旭川地方気象台	観測予報管理官	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3	0166-32-7102
上川総合振興局	地域政策課主幹	旭川市永山 6 条 19 丁目 1	0166-46-5910
旭川建設管理部	治水課長	旭川市永山 6 条 19 丁目 1	0166-46-5156
旭川市保健所	保健総務課長	旭川市 7 条通 10 丁目	0166-25-6354
旭川方面 士別警察署	警備係長	士別市東 5 条 5 丁目 1 番地	0165-23-0110
北海道電力株式会社 旭川水力センター名寄 土木課	土木課長	名寄市字曙 428 番地 1	01654-2-5841
東日本電信電話株式会 社北海道事業部 北海道北支社	総括担当課長	旭川市 10 条通 10 丁目	0166-20-5410
幌加内町	総務課長	雨竜郡幌加内町字幌加内	0165-35-2121
士別地方消防事務組合 消防署幌加内支署	支署長	雨竜郡幌加内町字平和	0165-35-2246

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

第1 町の水防資機材

1 水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄する。

本町における、水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料3のとおりである。

なお、消耗資材については町が保有するもののほか、必要に応じ発注調達する。

2 水防用土砂採取場の調査

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂の量を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本町における水防用土砂の堆積場所は次のとおりとする。

土砂堆積場所	幌加内町字振興
--------	---------

第2 北海道の水防資機材の払い出し

本町区域の水防活動に必要な水防資機材に不足を生じ、他に調達方法がないときは、北海道上川総合振興局防災資機材備蓄センター等の水防資機材の使用を要請し、払い出しを受けるものとする。

第3 国の災害対策用機械の貸し出し

本町区域の水防活動に災害対策用機械が必要となったときには、札幌開発建設部に出動要請し、北海道開発局が保有する災害対策用機械の貸し出しを受けるものとする。

第2節 輸送の確保

第1 輸送路線の確保

水防管理者は、経路等についてあらかじめ調査し、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保する。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、(社)旭川地区トラック協会、日本通運(株)旭川支店、赤帽旭川及び他の機関に応援を要請、又は民間車両を借上げる。

第7章 巡視及び警戒

第1 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は、隨時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めることができる。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うこと求めることができる。

第2 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に關係ある機関に対し通知するとともに、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに上川総合振興局長及び河川等の管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位の上昇
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異常

第8章 水防組織

第1節 町の水防組織

本町では、幌加内町災害対策本部条例（昭和37年幌加内町条例第18号）の定めるところに準じ、幌加内町災害対策本部により水防に関する事務を処理する。

第1 町の水防組織

1 災害対策本部

町に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行う。

2 警戒配備等

状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、町各部の事務分掌に定める業務分担により、これを行う。

第2 水防計画の調査 法第33条の規定に基づく水防計画の調査審議は、幌加内町防災会議が行う。

第3 水防に関する班における業務の大綱

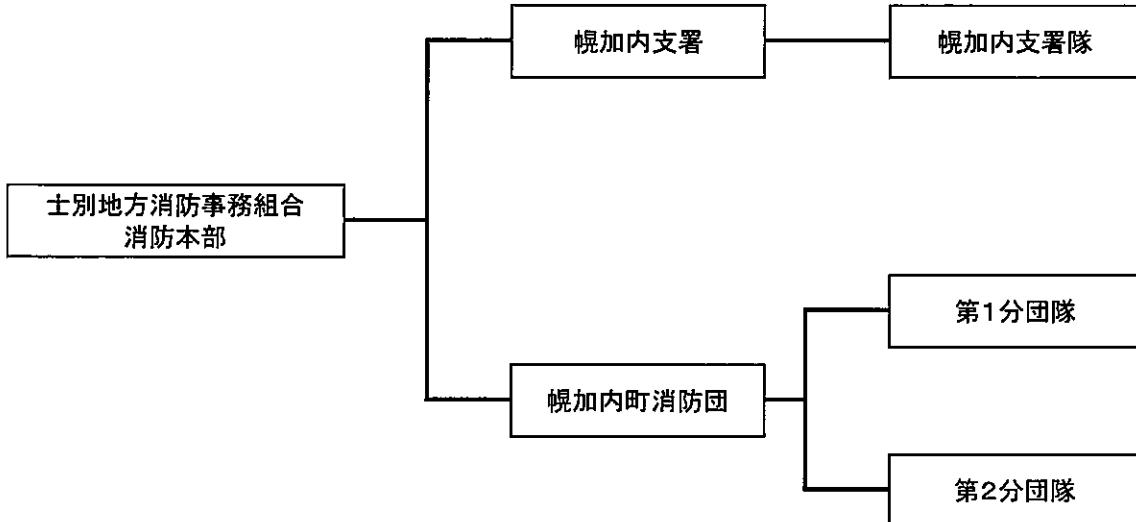
部及び部長	業務分担	部員
総務部 ◎総務課長	1 水防総括に関すること。 2 幌加内町防災会議その他水防関係機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 3 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 4 雨量及び河川水位の常時監視に関すること。 5 各班との連絡調整に関すること。 6 各班の非常配置人員の把握及び調整に関すること。 7 水災害時の車両配車に関すること。 8 水防従事者に対する食糧調達に関すること。 9 住民の避難広報に関すること。 10 報道機関との連絡に関すること。	総務課職員 地域振興室職員 議会事務局職員 出納室職員 朱鞠内支所職員
○議会事務局長		

部及び部長	業務分担	部員
調査部 ◎産業課長 ○農業委員会局長	1 湖畔監視に関すること。 2 湖畔関係被害の調査及び応急復旧対策に関する こと。 3 水産被害の調査及びその援護に関すること。 4 農業関係の被害調査に関すること。 5 公共施設・危険箇所調査に関すること。	産業課職員 農業委員会職員
土木部 ◎建設課長 ○建設課主幹	1 河川及び道路、橋梁等の被害調査及び応急復旧 対策に関すること。 2 河川の巡視に関すること。 3 危険物の除去・運行路線の確保に関すること。 4 水防用資材の調達に関すること。 5 水防作業用車両及び機械の確保並びにその運用 に関すること。 6 水防作業及び水防工法に関すること。 7 上下水道関係施設の被害調査及び応急復旧対策 に関すること。 8 上下水道関係施設の浸水防止及び排水に関する こと。	建設課職員 除雪センター職員
民生部 ◎住民課長 ○保健福祉課長	1 避難施設の開設及び管理に関すること。 2 交通安全車による住民の避難誘導に関するこ と。 3 要配慮者避難所開設及び管理に関すること。 4 要配慮者等の避難誘導に関すること。	住民課職員 保健福祉課職員
教育部 ◎教育次長 ○学務課長	1 児童及び生徒の避難誘導に関すること。 2 教育施設の避難開設及び管理に関すること。	教育委員会職員 給食センター所長 高校事務長
医療部 ◎診療所事務長	1 応急救護所の開設の準備に関すること。 2 医薬品、医療資材等の確保に関すること。 3 負傷者の手当て等に関すること。	診療所職員
消防部 ◎消防支署長 ○消防副支署長	1 緊急通信連絡に関すること。 2 被災地における人命救助並びに行方不明者の搜 索及び遺体収容に関すること。	消防職員

第4 消防機関の組織

消防機関の組織（消防部隊編成）、署等の配置及び各署の管轄区域は次のとおり。

1 消防部隊編成表



第5 消防機関の水防分担区域

消 防 機 関	区 域
幌加内町消防団 第一分団	字政和第三地区以南
幌加内町消防団 第二分団	字新富地区以北
消防署幌加内支署	町内全 域

第6 大規模氾濫減災協議会

1 法第15条の9の規定により、国土交通大臣は、法第10条第2項又は法第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 国土交通大臣
- (2) 北海道知事
- (3) 当該河川の存する市町村の長
- (4) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (5) 当該河川の河川管理者
- (6) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- (7) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

2 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第7 北海道大規模氾濫減災協議会

法第15条の10の規定により、北海道知事は、法第11条第1項又は法第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 北海道知事
- (2) 当該河川の存する市町村の長
- (3) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (4) 当該河川の河川管理者
- (5) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- (6) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

第9章 水防活動

第1節 非常配備体制

第1 町の警戒・非常配備体制

1 警戒・非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は警戒・非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

2 町の配備体制基準

(幌加内町地域防災計画第1編総則第3章防災組織に定めるところに準じるものとする)

【非常配備基準】

区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
警戒体制	① 気象に関する予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を勘案し、総務課長が必要と認めるとき。	① 情報収集を行い、必要に応じて、関係課・関係機関等へ状況を通知する。 ② 住民等に対する注意喚起を行う。 ③ 第1非常配備体制に円滑に移行できる体制を取る。	① 総務部が情報収集及び連絡に当たる。 ② 関係課の所要の職員は、状況に応じた措置を行う。 ③ 全課（部局）長を自宅待機させることができる。
第1非常配備体制	① 町域に気象警報の状態が継続され、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 ② その他町本部長が特に必要と認めるとき。	① 初期の災害対策活動に当たる。 ② 装備・物資・機材・設備及び機械を点検し、必要に応じて被災現地又は被災予想地に配置する。 ③ 第2非常配備体制に円滑に移行できる体制を取る。	① 各部長は、速やかに参集し、情報収集を行うとともに、町本部長に報告し、関係対策の指示に当たる。 ② 第2非常配備体制移行に備え、係長職以上を自宅待機させる。 ③ 状況により、所要の人員を招集し、初期の災害対策に当たる。

区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
第2非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域的な災害あるいは局地的に大きな災害の発生が予想されるとき。 ② 孤立集落の発生や救助救出活動の難航が予想されるとき。 ③ 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が見込まれるとき。 ④ その他町本部長が特に必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の現況について、職員に周知させ、所要の人員を非常配備に就かせる。 ② 防災関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 ③ 状況により、第3非常配備体制に移行できる体制を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 係長職以上は、速やかに参集し、必要に応じて町本部を設置し、各部の所掌により活動する。 ② 災害の発生とともに、直ちに非常活動が開始できる体制とする。 ③ 状況により、所属職員の所要の人員を招集し、所掌する災害対策に当たる。
第3非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域にわたる大きな災害の発生が予想されるとき、又は被害が特に甚大であると予想される場合において、町本部長が非常配備を指令したとき。 ② 土砂災害警戒情報が発表され、被害が甚大であると予想されるとき。 ③ 大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警報が発表されたとき。 ④ 予想されない重大な被害が発生したとき。 ⑤ その他町本部長が特に必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 速やかに町全域の被害状況調査を実施して情報収集に努めるとともに、全力をあげて応急対策に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 町本部を設置し、各部の全員をもって所掌する災害対策に当たる体制を取る。 ② 状況により、それぞれの被害応急活動ができる体制とする。

第2節 警戒区域

第1 警戒区域の設定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、関係機関は安全な場所まで避難完了に要する時間等を考慮して作業に当たり、危険性が高いと判断したときは自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第2項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第5節 避難のための立ち退き

水害による避難のための立ち退きの指示等は、次に定めるところによる。

- 1 法第29条の規定により、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。
- 2 この場合、事前に警察署長に通知し、指示を出したのちには上川総合振興局長にその旨を速やかに通知する。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。
- 4 水防に係る避難場所については、幌加内町地域防災計画に定める指定避難施設のうちから災害の状況等を勘案し、水防管理者が開設を指示する。また、避難場所には町職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。

第6節 居住者等の義務

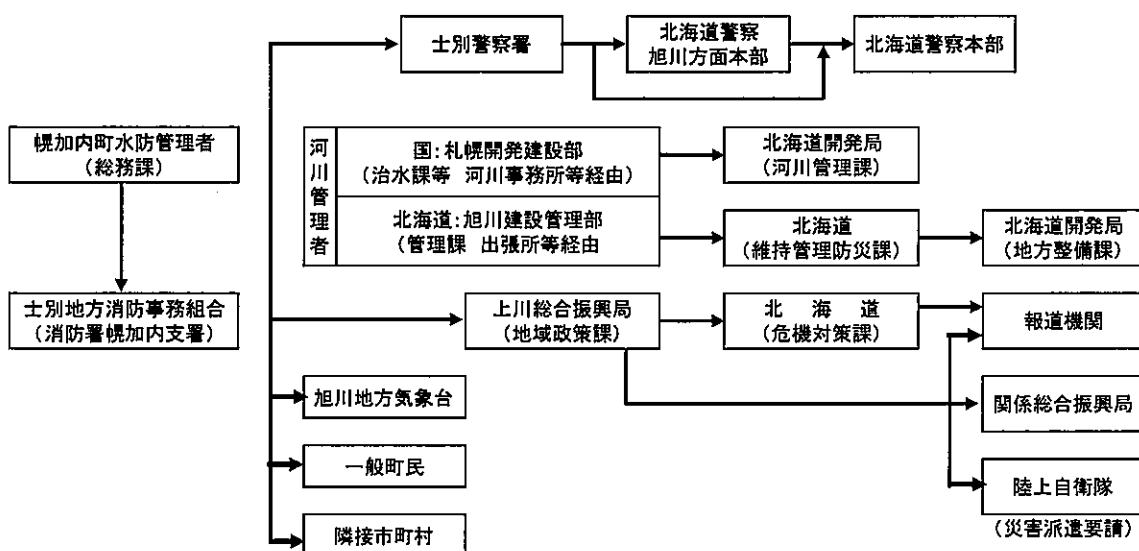
法第24条の規定に基づき、幌加内町の区域内に居住する者、及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第7節 決壊・越水の通報

第1 決壊・越水の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(注) 消防機関の長、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記の通報図に準じて通報を行う。

第2 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第8節 水防解除

第1 町の配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときには、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知し、上川総合振興局長にその旨を報告する。

第2 消防機関の非常配備体制の解除

消防機関の長は、水位の低下等により水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときには、消防機関の非常配備体制を解除する。

第10章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者の協力に関することは次のとおりである。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（雨竜川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- (5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣

第2 水防管理団体相互間の応援

法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。
応援を求められた者は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。
応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

第3 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
その方法等については、あらかじめ士別警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、幌加内町地域防災計画の定めるところにより、知事（上川総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第11章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

法第21条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 気難注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○-休止-○

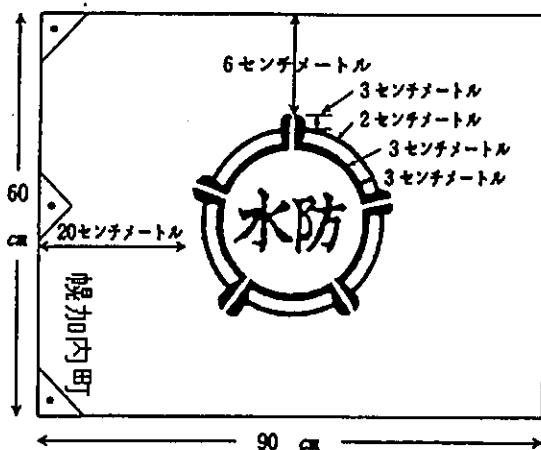
※信号は、適宜の時間継続すること。

※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第2節 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第3節 身分証票

第1 身分証票

法第49条の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町の職員の身分証票は、道の職員の身分証書に準じ次のとおりとする。

(表)

第 号	水防立入調査員証	
所属		
職名		
氏名		
上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。		
年 月 日		
幌加内町水防管理者		
幌加内町長	印	

(裏)

水防法(抜粋)
第18条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は、消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

※寸法は縦9cm×横6cm

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

法第41条の規定により、本町の水防に要する費用は本町が負担するものとする。

ただし、他の水防管理者の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理者と本町が協議して定めるものとする。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条の規定により、本町の水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、利益を受ける市町村が負担するものとする。負担する費用の額及び負担の方法は、水防管理者間で協議して定めるものとし、当該協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請するものとする。

第2節 公用負担

第1 公用負担

法第28条の規定により、水防管理者又は消防機関の長が、水防のため緊急の必要があるときに行使することができる、公用負担に係る権限は次のとおりである。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号

公 用 負 担 権 限 委 任 証

住 所

職 名

氏 名

上記の者に 区域（地区）における水防法第28条第1項の権限の行使について委任したことを証明する。

年 月 日

委任者 島加内町水防管理者

島加内町長

印

(縦9センチメートル 横6センチメートル)

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。

第 号
公 用 負 担 命 令 票

住 所

氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1. 目的物

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種 類

(4) 数 量

2. 負担内容

(使用・収用・処分等について詳記すること)

年 月 日

命令者 職 氏名

印

(日本工業規格A4版)

第4 損失補償

法第28条の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第13章 水防報告

第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告する。

- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、延滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに上川総合振興局長に報告する。

水防活動実施報告書は、北海道水防計画で定める様式で作成する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第14章 水防訓練

法第32条の2の規定により、水防管理者は、毎年1回以上水防訓練を実施し、消防機関の職員及び水防活動に従事する者を対象とする水防に関する技能訓練を実施し、水防体制の強化を図る。

第15章 災害補償等

居住者等が法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、幌加内町消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより補償を行う。

第16章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定

法第36条の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第17章 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

第1節 洪水浸水想定区域

第1 洪水浸水想定区域 浸水想定区域とは、法第10条、第11条、第13条の規定により指定された河川が、堤防の決壊等により氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、法第14条の規定により、本町の区域では、雨竜川の洪水浸水想定区域が指定され、公表されている。

本町では公表された洪水浸水想定区域による洪水ハザードマップを作成し、水害に対する避難体制等について町民への周知啓発を図る。

第2 洪水浸水想定区域の指定公表状況

法第14条の規定により、北海道開発局及び北海道が公表した本町の区域における、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。

管理者	河川名	洪水浸水想定 公表年月日	洪水浸水想定HPアドレス
北海道開発局	雨竜川	H28. 10. 31	https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000005ew0.html
北海道	雨竜川	R1. 7. 23	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html

第3 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

幌加内町防災会議は、幌加内町地域防災計画において洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 洪水浸水想定区域内に法第15条の規定による地下街等及び要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

第4 洪水・津波ハザードマップ等の配布

法第15条の規定により、本町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップのほか、土砂災害関連事項を町のホームページへ掲載し、住民がサポートを受けることができる状態とするほか、これらのハザードマップ

等を有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難を図る。

第2節 洪水浸水想定区域内における情報提供

第1 洪水浸水想定区域内における地下施設等への情報提供

1 対象とする施設の範囲

(1) 地下街等の地下施設

法第15条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内の地下街等で利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は、次のとおりとする。

なお、本町の区域においては対象となる地下街等はない。

不特定多数のものが利用する地下街、地下施設（洪水浸水想定区域内に限定）

(2) 要配慮者利用施設

法第15条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

1 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童養護施設、救護施設等

2 その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、幼稚園、学校、診療所

本計画で定める災害時要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料4に定め、それらの施設については避難確保計画等の作成を促していくものとする。

2 避難情報等の伝達方法

本町では、上記で定めた施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、避難情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等のほか、電話、FAXにより確実に伝達を行う。

第2 町民に対する周知

水防管理者は、入手した防災情報を、情報伝達設備や報道機関を通じて町民や自主防災組織等へ伝達し、自主的な水防活動や避難行動を促す。

また、洪水等による避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住

者等へ、避難指示の内容を、次の手段で迅速かつ的確に伝達して周知する。

- (1) 役場、消防機関、警察署の車両による関係地区の巡回広報
- (2) IP告知端末機、スマホアプリ「ほろみんナビ」による情報伝達
- (3) ラジオ・テレビ等による放送

第3 浸水被害軽減地区の指定等

法第15条の6の規定により、水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- (1) 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- (2) 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- (3) 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定したときは、国土交通省で定める基準を参考して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
また、水防管理団体は、標識の設置により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。
- (4) 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- (5) 何人も、標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第4 予想される水災の危険の周知等

法第15条の11の規定により、市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

幌加内町水防計画

資料編

目次

資料 1 北海道開発局の重要水防区域	45
資料 2 水門（樋門）等の設置場所	46
資料 3 水防資機材の備蓄状況	47
資料 4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設	48

資料1 北海道開発局管理区間の重要水防区域

旭川開発建設部管理区間

No.	水系名	河川名	左岸右岸	起点・終点の位置			重要水防区域延長(km)	重要度	築堤の有無	備考
				地区名	位置・名称	距離(km)				
1	石狩川	雨竜川	右岸	起点政和第一	一線川から0.25km下流の国道275号線	7.55	0.75	B	有	樋門
2	石狩川	雨竜川	右岸	終点政和第一	一線川から0.35km上流	8.30	0.75	B	有	樋門
3	石狩川	雨竜川	右岸	起点添牛内	早雲内川合流部(S P14700)	21.1	3.9	B	無	
4	石狩川	雨竜川	右岸	終点添牛内	(国)添牛内橋	25.0	3.9	B	無	

資料2 水門（樋門）等の設置場所

水門（樋門）の設置場所

番号	水系名	河川名	所管	設置場所	水門（樋門）名	長さ	断面形状	操作機構	完成
1	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	土谷の沢 排水樋門	6.5	2.0×2.0	手動	1979
2	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	伊藤第二 樋管	12.5	Φ0.9	手動	1979
3	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	新成生第四 樋管	11.5	Φ0.6	手動	1981
4	石狩川	幌加内川	北海道	沼牛	沼牛1号 排水樋門	8.0	1.2×1.2	手動	1974
5	石狩川	幌加内川	北海道	沼牛	沼牛2号 排水樋管	8.0	Φ0.9	手動	1973
6	石狩川	幌加内川	北海道	沼牛	村上左一号 樋管	5.0	Φ0.9	手動	1979
7	石狩川	幌加内川	北海道	沼牛	村上右一号 樋門	8.0	1.0×1.0	手動	1979
8	石狩川	幌加内川	北海道	沼牛	錦木 樋管	7.0	Φ0.9	手動	1983
9	石狩川	幌加内川	北海道	沼牛	佐藤 樋管	10.0	Φ0.9	手動	1983
10	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	新成生第一号 樋管	15.2	Φ0.6	手動	1985
11	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	新成生第二号 樋管	14.5	Φ0.9	手動	1985
12	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	新成生第三号 樋管	13.2	Φ0.6	手動	1985
13	石狩川	幌加内川	北海道	新成生	伊藤第一号 樋管	15.0	Φ0.6	手動	1985
14	石狩川	幌加内川	北海道	下幌加内	坂本 樋門	9.3	1.5×1.0	手動	1988
15	石狩川	幌加内川	北海道	下幌加内	長谷川2号 樋門	9.1	1.5×1.0	手動	1988
16	石狩川	二線川	北海道	政和第一	二線川左岸1号 樋管	21.6	Φ0.6	手動	1996
17	石狩川	二線川	北海道	政和第一	二線川右岸1号 樋管	21.6	Φ0.6	手動	1996
18	石狩川	浅瀬川	北海道	政和第一	浅瀬川右岸1号 樋管	19.4	Φ0.6	手動	1998
19	石狩川	浅瀬川	北海道	政和第一	浅瀬川左岸1号 樋門	15.6	3.2×1.6	動力	1998
20	石狩川	五線川	北海道	政和第二	五線川右1号 横管	5.0	Φ0.6	手動	1979
21	石狩川	五線川	北海道	政和第二	五線川右2号 横管	4.2	Φ0.6	手動	1980
22	石狩川	五線川	北海道	政和第二	五線川左1号 横管	4.2	Φ0.6	手動	1980
23	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	前村 樋門	21.0	1.2×1.2	手動	1974
24	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	小松 樋門	15.0	2.0×1.5	手動	1974
25	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	北2号 樋門	12.0	1.2×1.2	手動	1978
26	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	田中 樋門	14.0	1.5×1.5	手動	1975
27	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	森原 樋門	13.0	1.2×2.5	手動	1976
28	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	基線 樋門	14.0	1.5×1.5	手動	1975
29	石狩川	雨竈内川	北海道	平和	零号 樋門	12.0	1.2×1.2	手動	1976
30	石狩川	雨竈川	北海道	政和	白金 樋門	18.5	1.5×1.5	手動	1988
31	石狩川	雨竈川	北海道	政和	雨竈川右2号 横管	15.9	Φ0.6	手動	1999
32	石狩川	雨竈川	北海道	政和	雨竈川右3号 樋門	11.1	2.6×1.65	動力	1999
33	石狩川	雨竈川	北海道	政和	雨竈川右4号 横管	16.3	Φ0.9	手動	1999
34	石狩川	雨竈川	北海道	政和	雨竈川右5号 横管	10.4	Φ0.9	手動	1999
35	石狩川	雨竈川	北海道	政和	雨竈川右6号 樋門	10.7	2.6×1.3	動力	2000
36	石狩川	雨竈川	北海道	政和第三	雨竈川右7号 横管	19.8	Φ0.9	手動	2000
37	石狩川	雨竈川	北海道	政和第三	雨竈川右8号 樋門	28.0	4.2×2.25	動力	2001
38	石狩川	雨竈川	北海道	政和第三	雨竈川右9号 樋門	21.4	1.0×1.0	手動	2001
39	石狩川	雨竈川	北海道	政和第三	雨竈川右10号 横管	14.1	Φ1.0	手動	2005
40	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP17845(北星線)左樋門	11.8	1.75×1.75	手動	2011
41	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP16970(北星の沢合流)右樋管	12.6	Φ1.0	手動	2011
42	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP16475(緑郷)左樋管	11.4	Φ0.9	手動	2009
43	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP16270(添牛内市街)右樋管	10.5	Φ1.0	手動	2012
44	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP15570(旧緑郷)左樋管	13.7	Φ0.9	手動	2011
45	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP16052(早雲内川北)右樋管	11.4	Φ0.9	手動	2011
46	石狩川	雨竈川	北海道	添牛内	SP14430(早雲内川南)右樋門	12.7	1.25×1.25	手動	2011
47	石狩川	雨竈川	北海道	新富	SP12217(十五線北)右樋門	9.0	1.0×1.0	手動	2010
48	石狩川	雨竈川	北海道	新富	SP11297(十五線南)右樋門	10.8	1.25×1.25	手動	2010
49	石狩川	雨竈川	北海道	新富	SP10925(大学林道左2号)左樋門	12.0	1.0×1.0	手動	2010
50	石狩川	雨竈川	北海道	新富	SP10018(大学林道左1号)左樋管	12.5	Φ0.9	手動	2009
51	石狩川	雨竈川	北海道	新富	SP9738(十線川北)右樋管	12.5	Φ0.9	手動	2009
52	石狩川	雨竈川	北海道	新富	SP9470(十線川)右樋門	13.0	1.5×1.6	手動	2009

資料3 水防資器材の備蓄状況

令和3年3月31日現在

所管 品名	役場	消防署幌加内支署	政和消防詰所	添牛内消防詰所	朱鞠内分遣所	母子里消防詰所	計
土のう袋	450	500	300	500	500	200	2,450
スコップ		36	6	9	21	5	77
ツルハシ		2		1	1		4
掛矢		1		1	1		3
ハンマー		1		1	1		3
救命胴衣	20	25					45
救命ポート		2					2
船外機		1					1

資料4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

1. 雨竜川浸水想定区域内

No	施設区分	施設の名称	施設所在地
1	教育施設	幌加内小学校	幌加内町字幌加内
2	教育施設	朱鞠内小学校	幌加内町字朱鞠内
3	教育施設	幌加内中学校	幌加内町字幌加内
4	教育施設	幌加内高等学校	幌加内町字平和
5	社会福祉施設	特別養護老人ホーム テルケア	幌加内町字幌加内
6	社会福祉施設	高齢者生活福祉センター	幌加内町字親和
7	社会福祉施設	老人福祉寮 福寿荘	幌加内町字親和
8	社会福祉施設	双葉保育園	幌加内町字幌加内
9	社会福祉施設	双葉クラブ学童保育	幌加内町字幌加内
10	医療施設	幌加内診療所	幌加内町字親和
11	社会福祉施設	北部地域包括ケアセンター	幌加内町字朱鞠内

昭和38年 4月 1日 制定
昭和41年 4月 1日 修正
平成 2年 6月30日 修正 空知支庁長承認 平成 2年 4月19日 空振興第5134号
平成18年 6月22日 全部改正
令和 3年 4月 1日 全部改正

幌加内町水防計画

発 行
令和 3年 4月

発行人
幌 加 内 町
(事務局 幌加内町役場 総務課 防災係)